

## 飼養衛生管理基準の改正案に対する都道府県知事からの意見について

	項目	意見の概要	都道府県名	意見に対する考え方
全体	全体	<p>昨年の宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫対応の反省などから、また、これまで以上に家畜飼養者意識の向上と農場内への病原体の侵入防止措置を行うことを目的として、より高いレベルでの基準設定が必要になると考えております。</p> <p>しかしながら、新たに法律で規定する飼養衛生管理基準が、畜産現場を取り巻く生産、流通活動の実態と基準案の間にはかなり大きな離れが見られたものでは、家畜飼養者のみならず、畜産関係者の反発を引き起こし、畜産関係団体の協力も得られず、結局は実効性の上昇が容易に予想されます。</p> <p>そのため、飼養衛生管理基準については、畜産現場の実態を踏まえ、まずは、現場で取り組もうとの意欲を持てるレベルから始め、現場での達成状況を検証しながら、一步一步レベルアップしていくことが何よりも重要です。</p>	北海道	<p>今回の改正に当たっては、家畜衛生部会、牛豚等疾病小委員会、家さん疾病小委員会において議論していただいたところですが、各委員会には、日頃から畜産現場に携わっている方に委員として参画いただくとともに、委員による2回の現地視察を行い議論の参考としていただいたところです。</p> <p>また、本基準の遵守によって、各畜産農家における飼養衛生管理の水準が底上げされ、ひいては生産性の向上にもつながるものと考えています。</p>
	全体	<p>今回の改正案は、個人情報の収集や埋却地の確保の強化など、畜産農家に対する過剰な負担を強いるものとなっている。</p> <p>食品の生産段階を担っている畜産農家が守るべき飼養衛生管理基準という、本来の目的の範囲にとどめるべきである。</p>	神奈川県	<p>今回の基準案の中には、海外渡航歴や農場への入場の際の記録などを保存することとしていますが、畜産農家段階での病原体の侵入防止の観点からは必要な事項であると考えています。</p>
	全体	<p>「飼養衛生管理基準」は、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めるものであることから、その基本的事項を省令で示すものと判断します。よって今回は、家畜伝染病予防法施行規則第21条のうち、必要部分のみ改正すべきと考えます。</p>	大分県	<p>口蹄疫対策検証委員会の報告書において、「飼養衛生管理基準の内容を、より具体的なものとする必要がある。」とされ、更に具体的に衛生管理区域の設定や消毒設備の設置、記録の作成などの項目が例示されていることから、今回の基準案を作成したところです。</p>

	全体	<p>舎飼いの家畜について、基準がどんどん厳しくなっている一方、畜産振興としての放牧は認めるなど相反する状況となっている。国として飼養衛生管理がどの程度まで遵守できれば良いと考えているのか具体的に示していただきたい。</p> <p>また、畜種ごと規模毎に作成するように聞いているが、全くその通りとなっていない。これは改めて作成されるのか。</p>	岡山県	<p>飼養衛生管理基準は、畜産農家の皆さんに遵守していただく必要があると考えています。しかしながら、改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう積極的な取組をお願いします。</p> <p>なお、家畜防疫の観点からは、たとえ1頭であっても感受性動物を飼養していれば、等しく飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があると考えました。その上で、大規模飼養農場に対する追加措置も作成したところです。</p>
	全体	<p>大規模農場と一律の基準設定は、廃業を迫ることとなる可能性もある。また、通常の家畜診療や生産検査などにも大きな支障が生じることからも、衛生管理基準の重要性は十分に理解できるが、家畜伝染病について通常時と国内発生時にリスクを分けた2段階とするなど、生産現場の現実を見据えたうえでの策定が必要である。</p>	島根県	<p>本基準案は、畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものですが、その結果として、家畜の伝染性疾患発生時にも通用する基準となっています。なお、家畜の伝染性疾患発生時には、防疫指針に基づき、移動制限や消毒ポイントの設置が行われることから、通常時と発生時のリスクに応じた対応を行うこととなります。</p>
	全体	<p>家畜伝染病予防法第12条の3において、飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の種類は政令で定められているが、「家畜・家さん」そのものが定められておらず、愛玩動物、動物介在療法に用いる動物等が「家畜・家さん」ではない旨の定義付けが必要ではないか。</p>	佐賀県	<p>家畜伝染病予防法の対象動物である以上、その飼養目的や飼養頭羽数に関わらず、飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があると考えます。したがって、愛玩動物や動物介在療法に用いる動物も「家畜・家さん」に該当すると考えます。</p>
	対象家畜	<p>馬については、他の畜産農場とは飼養形態が明らかに異なることから、別立ての基準設定が必要。</p>	北海道 埼玉県 愛知県	<p>馬については、委員会においても、牛等とは異なる飼養実態であるとのご意見があり、実際の飼養実態に鑑み、別立てとしたところです。</p>

I-1	最新情報の把握	農林水産省のホームページへアクセスし確認することは、農家により経営環境が異なり、小規模の高齢者等にとっては現実的でないものであり削除して頂きたい。或いは、努力規定程度で検討して頂きたい。	青森県	ホームページの閲覧による情報の入手については一例であり、閲覧が困難な状況であれば、家畜保健衛生所等が随時最新情報を提供することで担保できるものと考えます。
	最新情報の把握	農水省ホームページへのアクセスが、積極的な最新情報の把握行動と直結することになるのか。 また、アクセス数のカウントにより知識の集積レベルと判断する方法が難しいと考える。	京都府	積極的な最新情報の把握行動の一例であると考えています（この他、家保や農協からの情報もあります。）。また、アクセス数のカウントにより知識の集積レベルを判断するものではありません。
	情報提供主体	畜産農家への情報提供は、家畜保健衛生所のほか市町村等も実施しているため、情報提供の主体について、「家畜保健衛生所から提供」を「家畜保健衛生所や市町村等から提供」に改める。	岩手県	本項目は、家畜保健衛生所が地域の家畜防疫に関する中心的な役割を果たす機関と考え定めたものであり、市町村等からの情報収集を排除したものではありません。
	情報提供主体	飼養衛生管理基準案1の項において、「家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指示に従うこと。」を「家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所等の指示に従うこと。」に修正していただきたい。	佐賀県	
	情報提供主体	高齢者等は講習会の参加、パソコンでの情報把握が困難の場合があるため、配慮が必要であり、情報の提供者に家畜保健衛生所の他に農林水産省など公的機関を追記するべき。「家畜保健衛生所から提供される情報」を「家畜保健衛生所等から提供される情報」に修正していただきたい。	北海道 熊本県 鹿児島県	
	情報提供主体	行政の力が及ぶ範囲は限られており、民間獣医師、団体の力を得なければ、強制的にやって成し遂げられるものではないことから、「家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、指導等に従うこと」について、民間の獣医師等の指導等についても書き加えられたい。	群馬県	本項目は、飼養衛生管理基準の冒頭に、家畜衛生を巡る情報の収集について、畜産農家に行っていただきたい事項として盛り込んだものです。なお、獣医師の指導については、特定症状以外の異状が認められた場合には、獣医師の診療や指導を求めることとしています。
	情報提供主体	家畜保健衛生所からの情報発信は、どのような内容をどの程度の頻度で行うことを想定すればよいのか。情報発信方法は、県のチラシ、市町村等の広報誌、市町村有線放送などでの実施の活用もよろしいか。	鹿児島県	家畜保健衛生所からは、都道府県内及び隣接する都道府県における疾病の発生状況やその対応方法、家畜の伝染性疾病に関する基本情報等について情報発信をお願いします。また、発信方法はどのような手段でも構いません。

	国の支援	情報発信や講習会開催にかかる経費等について国からの措置をお願いします。	鹿児島県	情報発信や講習会開催等にかかる経費等については、消費・安全交付金で対応することが可能です。
II-2	衛生管理区域の範囲	<p>衛生管理区域の明確な基準を定めるべき。(例：畜舎、畜舎内管理室、飼料保管場所、搾乳室、バルク室、堆肥保管場所、機械庫、敷地内の通路、パドック、運動場、放牧場、浄化槽等)</p> <p>【青森県、岩手県、山梨県、京都府、鳥取県、大分県、愛知県、神奈川県、茨城県、兵庫県、宮崎県、富山県、鹿児島県、岐阜県、愛媛県、長崎県】</p>	左記	<p>衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。</p> <p>なお、個々の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、各都道府県において個別の事例に応じた指導をお願いします。</p>
	衛生管理区域の範囲	病原体の感染リスクを考慮すれば、家畜が通常はいない場合は除外すべきであり、衛生管理区域は、採取草地など、家畜との直接的な接触がない区域を含めないこととする。	北海道	採草地については、一般的には衛生管理区域には含まないと考えています。
	衛生管理区域の範囲	畜舎のみを衛生管理区域と指定可能か。(理由)居宅等を含めた農家敷地の一部に畜舎が配置されている場合があるため。	徳島県 愛知県	畜舎内で作業を行う場合、作業者は畜舎周囲を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすると考えられることから、畜舎のみではなくその周辺にある関連施設も含め、衛生管理区域として設定する必要があります。
	衛生管理区域の範囲	<p>自宅敷地内に畜舎、鶏舎がある場合は、「衛生管理区域」の設定が困難である。</p> <p>牛や山羊など数頭を飼養している農家は、ほぼどこも住居と棟続きの畜舎で飼育するなど「農場」という概念での衛生管理基準を一律に当てはめることは現実的ではない。</p>	島根県 熊本県	

	衛生管理区域の範囲	小規模農場においては、消毒を行う場所や専用服等の着用場所については農場毎に判断し、あえて衛生管理区域を設定する必要はないと考える。	神奈川県	<p>衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。</p> <p>なお、個々の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、各都道府県において個別の事例に応じた指導をお願いします。</p>
	衛生管理区域の範囲	自宅と牛舎が近接しており、自宅を訪問する場合には牛舎前や牛繋ぎ場を通ることもあるため、肉用牛等の小頭数飼育の農家の場合、衛生管理区域の設定が困難である。従って、牛、馬、水牛、豚、いのしし、山羊、めん羊、鹿については一定規模（10頭）以上の農場を対象としもらいたい。	岡山県	<p>たとえ1頭でも防疫対策の必要性は変わらないことから、頭数によって飼養衛生管理基準を除外することはできません。</p> <p>なお、質問のような場合には、ロープや白線、プランターなどの簡便な方法で無理のないように、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。</p>
	衛生管理区域の範囲	時期によっては、放牧地など家畜がいないこともあるので、飼養衛生管理区域は適宜変更可能とする。	北海道	飼養状況に応じて衛生管理区域は変更可能と考えます。
	衛生管理区域の範囲	畜舎施設等のない完全放牧での飼養形態での報告はどのように行うか。	鹿児島県	放牧場全体が衛生管理区域になると考えます。
	衛生管理区域の範囲	ふれあい施設・放牧場・パドック等、人と家畜の交差が想定される箇所をどのように衛生管理区域と区分できるか（するか）提示願いたい。	京都府 茨城県	ふれあい施設など人と家畜の交差が想定される場合には、別途、病原体の持込み・持出し防止のためのルールを定めていただくこととなります。その具体的な基準については別途お知らせします。

	衛生管理区域の範囲	一般市民が愛玩用として飼養している家畜は、当然生活区域内でペットとして飼われており、区域の設定ができない。その場合も、家畜伝染病予防法に基づく指導等の対象となるのか、御教示頂きたい。	愛知県	家畜伝染病予防法の対象家畜であれば、当然指導等の対象になり得ると考えます。 まれなケースとして、ミニブタなどを室内で愛玩用として飼養している場合などについては、なるべく部外者との接触を避けるような飼養方法をとっていただくよう、各都道府県における指導をお願いします。
	衛生管理区域の範囲	農場の敷地の平面図により衛生管理区域とそれ以外の区域を区分するとされているが、小規模農場においては自宅のすぐ横が畜舎であるなど区分が難しいことや高齢者においては自ら区分することが困難な事例が想定される。このような事例も想定した具体的な飼養衛生管理基準でなければ、従前の基準と同様、遵守状況の確認に際し判断に苦慮するものとする。	青森県 岡山県	本基準案の施行に向けて、畜産農家向けのパンフレットを作成することとしており、その中で、具体的な設定例を示していくこととしていますが、個々の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、各都道府県において個別の事例に応じた指導をお願いします。
	衛生管理区域の境界	衛生管理区域の境界について、必要な措置についての具体例を明示すべき。	秋田県	
	衛生管理区域の名称	「衛生管理区域」という表現が、農家に理解されやすいだろうか。「生活区域」と「家畜やその排泄物の存在する区域」を平面図で明確に区分し、保管しておくこと。としたほうが、指導者側目線ではなく、実行者側(農家)にはわかりやすいと思う。	三重県	畜産農家における飼養衛生管理に関する意識の向上を図る観点からも、「衛生管理区域」という表現が実態を表しているものと考えます。
	衛生管理区域の境界	小規模肉用牛繁殖経営等における居住区域と「衛生管理区域」(家畜飼養区域)の区分が困難な場合の対応は如何。	鹿児島県	居住区域と衛生管理区域の区分が不可能な場合には、農場全体が衛生管理区域となります。この場合、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要が生じますが、近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思えます。そのような場合は、ロープや白線、プランターなど簡便な方法で無理のないように、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。
	平面図	農場の敷地の平面図はどこまで求めているのか。位置関係がわかればよいのか。具体的な測量が必要か。	高知県	具体的な測量までは必要ありませんが、大まかな距離を記入していただきたいと思えます。

	平面図	農場平面図は、一定の記載上のルール（地図の縮尺や付近の河川、目印、畜舎の出入口、衛生管理区域の境界など、見本の平面図を示す）を定めなければ、農場により提出される平面図の内容に差異が生ずる。「衛生管理区域」での図示を求めているが管理の重要度わけのためにも畜舎・堆肥舎・資材置き場等の配置図として報告は求められないか。	三重県 鹿児島県	記載上のルールについては、別途通知等で示すこととしています。また、衛生管理区域内の各施設配置図の記入を求めることは、可能であると考えます。
	平面図	農場敷地の平面図作成、衛生管理区域の設定等を報告する最初の年に限っては、上記の報告資料の作成に莫大な時間と人員が必要となる。したがって、初年度の報告には十分な猶予期間を設定していただきたい。	兵庫県	初年度の報告については、基本的なものに限定しています。 発生が予想される季節までの衛生管理状況の確認や指導のためにも、ご協力をお願いします。
	平面図	基準案に示されている事項は、中小規模の農場に対し実行不可能な記載が多い。 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するには戸数によってはかなりの労力を費やすこととなる。農家に報告を求めるとした場合、添付書類に農場敷地の平面図等をいれることは農家の負担となるとともに必ずしも有効であるとは限らない。このような状況においても報告を求める必要があるのか。	兵庫県	ご意見を踏まえ見直したところ、実行可能なものになったと考えています。
Ⅲ-3	立入制限	設定については、特に異論はないが報告事項として定める目的（趣旨）が解らないことや、仮に報告を求めるにあたっては牛飼養者では高齢化が進んでいることから、家保職員が出向き作成するケースも頻繁に想定され、過度な負担となるので、報告事項は全て削除して頂きたい。	青森県	本基準案については、遵守状況の確認が必須となります。そのためにも報告事項は必要であると考えます。
	出入口の設定	「衛生管理区域の出入口を必要最小限とすること」とあるが、出入口を限定する方法（衛生管理区域とそれ以外の区域を区分する方法）はどのように考えているか。	大分県	ゲートなどに立て看板などをたて、知らせる方法があると考えます。 区域を区分する方法としては、ロープや白線、プリンターなど簡便な方法でも構わないので、区分するようにお願いします。
	看板等の設置箇所	農場に複数ヶ所出入可能な場所がある場合は、全ての場所に看板等の措置が必要か。主立った出入口のみでよいか。 農場の敷地の平面図に、必要な措置（看板等）を記入する必要があるか。	高知県	できる限り出入口は限定することが望ましいと考えますが、やむを得ず、複数の出入口が存在するのであれば、全ての出入口に立て看板等を設置する必要があると考えます。また、平面図にもその旨を記載するようお願いいたします。

	看板等の表示方法	立ち入り制限の表示方法を統一しなくてよいか。「立ち入り禁止」とか「不法侵入厳禁」とか表現の強さにばらつきが出ると一般者との争いの原因になりかねない。	三重県	表示方法の統一までは考えていません。
	文言修正の提案	「やむを得ず立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所へ部外者立入禁止の看板を設置する等必要な措置を講じること。」への変更。案の表記では看板設置のほかに措置が必要と解されるが、上記に変更すれば部外者立入禁止の看板設置が必要最低条件として理解できるため。	島根県	基準案では、立て看板を設置する等必要な措置を講じることとしており、本標記でも、立て看板の設置が必要最小限の措置であるとの解釈が可能であると考えます。
Ⅲ-4	消毒設備の基準	「農場出入り口の消毒設備」について、飼養規模別に基準を示していただきたい。（たとえば動力噴霧器は必須なのか、数十羽のところと万羽規模の農場は同じ扱いか）	山梨県	飼養規模のみならず、車両や人の立入の頻度等の状況にもよることから、各農場ごとに適した設備を設置するよう指導をお願いします。
	消毒設備の基準	「消毒設備」はどの程度の機能、能力のものを要求されるのか、明確にされたい。また、畜産関係者などにも取り組みを義務付けさせるなど、生産者だけでなく総合的な記述にされたい。	熊本県 兵庫県 富山県 長崎県	
	消毒設備の基準	簡易式車両マットの敷設は、設備(機器)の設置と解されるか。 靴消毒にあっては「踏み込み消毒槽」等、手指消毒にあっては「消毒液を満たした容器」等の設置での対応でよろしいか。	鹿児島県	いずれも、貴見のとおりです。
	石灰での車両消毒	現状では、消毒設備(機器を含む)を備えている農場はほとんどないことから、石灰帯で車両タイヤの消毒を行うことを含める。	北海道	貴見のとおりです。
	冬季凍結	積雪寒冷地での冬期間における消毒施設の凍結防止対策は大変困難である。特に小規模農家では対応は困難である。	秋田県	冬期間においては、消石灰帯の設置などで対応していただくよう、お願いします。
	タイヤ消毒装置	タイヤ消毒装置を装着している車両にあっては、自主的に消毒するよう盛り込むべきである。	北海道	今後、関係団体に対する説明会や通知において、協力を求めていくこととしています。



消毒設備の設置場所	衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置することとなっているが、一般的には農場の出入口に消毒設備を設置している場合が多いことから、衛生管理区域の出入口付近の消毒設備は農場出入口にある消毒設備で兼ねても良いか。	宮崎県	衛生管理区域の出入口をどこに設置するかにもよりますが、個々の農場において、状況が異なることから、個別の状況に応じて指導をお願いします。
消毒マニュアル	消毒については別途農場毎に手順書の作成が必要。（誰が、どれくらいの消毒薬の濃度で、どの程度、実施の記録・確認等）	三重県	消毒に関しては、別途、マニュアルを作成することとしています。
準備期間	家畜の飼養者及び関係者に周知及び準備させるための期間が必要。 10月1日施行しても完全遵守は困難ではないか。	高知県	8月中旬より、関係団体を含めた説明会を順次開催しています。 なお、改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう積極的な取組をお願いします。
文言修正の提案	携行するものを設備と表記すると誤解を招く可能性があるため、機器と表記すべき。消毒設備の例示に、消石灰散布と消毒ゲートを追加してもらいたい。	島根県	設備には消毒機器を含むと記載しているところです。また、消石灰帯や消毒ゲートについても設備と解釈することとしており、Q&A等で解釈を示すこととしています。
文言修正の提案	「家きん飼養区域」とあるのは、「衛生管理区域」の誤りではないか。	佐賀県	貴見のとおり修正しました。
小規模農場	小規模農場にあっては、経営上設備投資は難しい状況にあり、経営状況を考慮しない画一的な基準では理解が得られない。	青森県	消毒設備には消毒用の機器や消石灰帯の設置を含めることとしています。

Ⅲ－５	専用衣服の設置	<p>農家は、専用のつなぎ、長靴は持っているが、常時、きれいにしている事例は少ないことから、当該施設専用の衣服、靴の設置は義務付けないものの、清潔な作業着などを着用し、カッパ、前掛け、長靴などは、使用後に必ず洗浄・消毒することとしてはどうか。</p>	北海道	<p>畜種ごとの農場における飼養衛生管理の実態を踏まえ、畜種ごとに定めたとところです。</p> <p>なお、牛については衛生管理区域専用の衣服や靴の使用を義務付けていませんが、できる限り対応していただくよう、各都道府県における指導をお願いします。</p>
	専用衣服の設置	<p>専用の靴の設置について、使い捨てのシューズカバー等の使用も可としてはどうか。</p>	北海道	<p>貴見のとおり、シューズカバーの使用も可としています。</p>
	専用衣服の設置	<p>入場者専用の衣服・靴を備えるのみでなく、それに準じる方法として身体等の消毒をする、長靴カバーの着用や、消毒又は廃棄が容易な衣服を使用するなどの手法も有効ではないかと思われる。</p>	熊本県	<p>長靴カバー等の着用は可としているところですが、身体の消毒については、その有効性や人体に対する影響等から、現実的ではないと考えています。</p>
	専用衣服の設置	<p>鶏舎数の考え方にもつながるが、鶏舎をつないでいる通路がある場合、鶏舎毎に独立した建屋とはならない。家きん舎専用の靴を設置しの表現は、「設置若しくは家きん舎ごと専用の消毒設備（踏み込み消毒槽等を設置する）」にあらためること。</p>	岡山県	<p>鶏舎の構造にもよりますが、通路がある場合であっても、別の鶏舎として扱っていただきたいと考えています。</p>
	専用衣服の設置	<p>家きん舎ごとに専用衣服の交換も望ましいことから、案文中の「靴」の後に「等」を挿入する。</p>	鹿児島県	<p>農場ごとに自ら上乗せの措置をとることは、差し支えないものと考えます。</p>

	専用衣服の設置	「衛生管理区域専用の衣服及び靴」を「病原体を持ち込むことのないよう適切に消毒等を実施した衣服及び靴」等に修正していただきたい。	佐賀県	衛生管理区域の出入口付近には消毒設備を設置し、消毒を行うこととしています。その上で衛生管理区域専用の衣服や靴を使用することから、必要な病原体侵入防止措置はとれるものと考えています。なお、さらに上乗せの措置をとることを妨げるものではありません。
	観光牧場	観光農場、搾乳体験をする農場では困難なので、これらの農場は対象から外すべき。小頭数飼育和牛農家、放牧場及び観光農場農場での衛生管理区域の設定は困難ではないのか。	岡山県	観光農場等については、別途、施設ごとに病原体の持ち込み及び持ち出し防止のためのルールを作り対応することとしていますが、そのルールについては事前に家畜防疫員による確認が必要となります。
	獣医師等の対応	獣医師や人工授精師のように農場を複数訪問する関係者については、農場毎に作業着等を交換することで可能であることを記載する。	秋田県	専用の衣服や靴の設置を求めている豚や家きんにおいても、出入りする者が持参したものを着用する場合は除外しているところです。

Ⅲ-6	獣医師等の取扱い	1日のうちに他の農場等に立ち入った者を違う農場の衛生管理区域に立ち入ることができないとするのであれば、家保の検査業務や臨床獣医師の往診等に支障をきたすため、獣医師については特例的な取扱いが必要である。	青森県	家畜防疫員、獣医師、人工授精師、削蹄師、装蹄師、飼料運搬業者、集乳業者等の畜産関係者は対象から除外することとしています。
	獣医師等の取扱い	「その日のうちに・・・」の表現だと家畜防疫員や産業獣医師、共済事務職員などの農場入場制限につながりかねず、現場での混乱が生じかねない。 家伝法5条や51条などと本基準との整理を明記してほしい。 「やむを得ない立ち入り」の定義を詳細に例示しないと、各農場で基準が異なり混乱しないだろうか。	三重県	
	獣医師等の取扱い	獣医師や人工授精師などは十数戸回るため、戸数分衣類、長靴を持参することは現実的ではない。家畜に直接接触する者は、農場に入る前に、手指は洗浄又は消毒するか、あるいは手袋を着用することとしてはどうか。	北海道	
	集乳車両等の取扱い	集乳車運転手は、靴は消毒、手指は洗浄する、飼料運搬車運転手は、靴を消毒することとしてはどうか。 冬場の凍結の問題から、農場での水道は、集乳処理室などに限られるため、複数カ所に消毒施設を整備することはできない。	北海道	
	獣医師等の取扱い	趣旨は十分理解できるが、1日1農場の訪問を原則とすることは農場を巡回する必要性（集乳、人工授精、治療等）がある業種が現存していることから実施困難である。 衣服（防護服）等の交換についても、コスト面を考慮すると実施困難となる。1日に多数の農家へ立ち入る獣医師や人工授精師の衣服、長靴の消毒基準を示すほか、口蹄疫等の発生による防疫レベルにより柔軟な対応を検討していただきたい。	兵庫県	
	手袋	手指の消毒は手袋を着用し消毒する場合は省略可能か。	高知県	貴見のとおりです。

Ⅲー7	他の畜産関係施設	<p>他の農場の畜産関係施設とは具体的にどのような施設・区域を指すのか。</p> <p>① 飼養衛生管理基準の対象家畜・家きんを飼養する他の農場の衛生管理区域</p> <p>② 飼養衛生管理基準の対象家畜・家きんを飼養する他の農場敷地内</p> <p>③ 飼養衛生管理基準の対象家畜・家きんの他の飼育者が通常出入りする倉庫、機械庫まで含む</p> <p>などを示していただきたい。</p>	大分県	他の農場はもちろん家畜市場、と畜場、ふ卵場等を含むものとします。
	消毒困難なもの	飼養する家畜に直接接触する物品のうち、洗浄及び消毒が困難なものの具体的な措置方法を明示していただきたい。	秋田県	汚れを落とした後、消毒薬を染みこませた布等での拭き取りなどしてください。
	消毒困難なもの	診療で使用する聴診器や手術道具等の消毒薬の浸漬に適さない器具類については、汚れを落とした後、アル綿で洗浄することでよいか。	高知県	貴見のとおりです。
	消毒困難なもの	往診主体の臨床獣医師の場合、診断機器等持込物品が多く、電子機器等も含まれています。適切な洗浄消毒とは、いかなる方法かを示してください。	香川県	汚れを落とした後、アルコールを染み込ませた脱脂綿等で拭き取るなどしてください。
	消毒等の時期	案文中「使用後」の後に「直ち」を挿入する。	鹿児島県	現在、パブリックコメントにかけている資料には、ご意見のような記述はありませんが、使用後に直ちに行うことと解釈してください。

	持参物	<p>出入りする者が当該衛生管理区域専用の衣服、靴を持参し、これを使用する場合を除かれることを明記すべき。</p>	滋賀県	<p>ご意見については、基準案に明記しています。</p>
	使い捨ての衣服	<p>使い捨ての衣服（ディスポのつなぎ等）やシューズカバー等の使用も可とするべき。</p>	北海道	<p>貴見のとおりです。</p>
	獣医師等取扱い	<p>1日に診療獣医師は10戸程度、人工授精師は20戸程度巡回する。農場同士の交流も普通にある。1日に飼料関係及び集乳関係は最大20戸、出荷に係わる者は、最大50戸巡回する。その他、家畜商、削蹄師、家畜登録者なども出入りする。 複数の畜産関係施設に立ち込んだ者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするのではなく、これらの者はより一層洗浄、消毒を徹底するようにする、と記載するべき。</p>	北海道	<p>家畜防疫員、獣医師、人工授精師、削蹄師、装蹄師、飼料運搬業者、集乳業者等の畜産関係者は対象から除外することとしています。 なお、畜産関係者に対しては、今後、説明会や通知を通じて、洗浄や消毒について協力を求めていくこととしています。</p>

	獣医師等の取扱い	臨床獣医師、家保などは同日に複数農場に行く必要があり、同日他の農場などへ行った者であっても、衣服、帽子、長靴カバー等の装着等を行うならこの限りではないなどの文言が欲しい。	熊本県	
	獣医師等の取扱い	集乳作業や飼料運搬者、診療獣医師等にも同様に求めるのか。	大分県	
	獣医師等の取扱い	獣医師や授精師、また飼料の運搬等1日一軒だけというのは不可能、前提条件にすべきではない。	岡山県	
	獣医師等の取扱い	飼料会社や集乳車等は1日に複数の農場に立ち入るが、防護服及び長靴を着用し、農場生管理区域へ立ち入る際の措置毎に全身消毒しなければならないのか。観光牧場等と同様に手指や靴底の消毒等ではだめか。	高知県	ご意見については、基準案に明記しています。
	獣医師等の取扱い	衛生管理区域に立ち入らせない者に家畜防疫官、家畜防疫員を除くとする。	北海道	
	獣医師等の取扱い	家畜保健衛生所の繁殖巡回、臨床獣医師の診療、家畜人工授精師の授精業務、農協などの飼養管理指導、削蹄師の削蹄業務、飼料の配送などにおいて、1日のうちに複数の畜産関係施設に立ち入ることは必要である。これらを「やむを得ず」とした場合、靴は使用後に洗浄及び消毒することは当然であるが、衣服を畜産関係施設毎に洗浄及び消毒することは実質困難である。なお、この規定は、飼養者に求めるものではなく、立ち入る者に求めるべきことと考えられる。	島根県	
	入国者の取扱い	アジアからのバイヤーや農業関係視察者は、入国当日でも農場を訪れることがあるが、牛や豚の施設には立ち入らないようする。 過去1週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするのではなく、これらの者はより一層洗浄、消毒を徹底するようにする、と記載するべき。	北海道	リスク管理の点から考えれば、まずは農場に立ち入らせないこととし、やむを得ない場合には消毒等を徹底するべきであると考えています。
	入国者の取扱い	過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）を衛生管理区域に立ち入らせないようにすべきと思われる。また、1週間に根拠はあるのか。	山梨県	防疫指針にも、一般的な研究機関におけるダウンタイムを参考にしたところです。

	観光牧場等	酪農家と一緒に酪農体験を行い、「食やいのちの大切さ」を学んでいく活動がされている「酪農教育ファーム」と飼養衛生管理基準の遵守の整合性について明記願いたい。	京都府	「食や命の大切さ」を学ぶ上で、飼養衛生管理基準の遵守していただくことは重要であると考えています。
	観光牧場の取扱い	観光牧場等は、不特定多数の人の出入りがあり、家畜伝染病侵入のリスクが高いと考えられるにもかかわらず、ルール等の作成により除外となることは、畜産農家との均衡がとれないと考える。	長崎県	観光牧場等に対しては、その特性を考慮して畜産農家同様の基準を適用することは現実的ではないことから、別途ルールを作成して対応することとしたところです。
	観光牧場の取扱い	酪農教育ファーム、観光牧場などの多数の者が立ち入ることが想定される施設における病原体持ち込み・持ち出し防止ルールについては、家畜防疫員が確認することとされているが、その場合、各都道府県によって、かなりの温度差が生じる可能性が考えられることから、一定の基準を示していただきたい。	佐賀県	
	観光牧場等	「病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成」とあるが、このルールの基準を明確に示すべき。 【岡山県、茨城県、兵庫県、富山県、鹿児島県】	左記	今後、通知等で示すこととしています。
	ルールの提出	適切なルールを設定状況を確認するため当該基準の提出を求める必要はないか。	鹿児島県	適切なルールであるか否かを家畜保健衛生所が事前に確認することが必要であり、提出を求めて差し支えないものと考えます。
	他の施設での消毒	通常で普通に守るべき飼養衛生管理基準として、対象家畜・家きんの移動のみでなく、それらの畜産関係施設からの人の立入制限も行うとの考え方であると思う。しかし、衣服の洗浄・消毒など厳重に守らせる一方で、畜産共進会など直接家畜が集合する催し物の開催に係る消毒など、どのように行えば良いか、本飼養衛生管理基準と整合性のある考え方を示していただきたい。	大分県	畜産共進会等については、法第12条及び関連規則において必要な設備を定めているところです。



Ⅲ－８	他の施設で使用した物品	<p>診療に用いる超音波診断装置やX線撮影装置などは、洗浄することが出来ないため配慮が必要である。</p> <p>畜産関係者は作業の安全面から皮手袋や削蹄師は革製の前掛けを着用していることから洗浄することが出来ないため、清潔にすると言った表現も必要と考える。</p> <p>このため、洗浄及び消毒ではなく、洗浄又は消毒、清潔な物品を持ち込むこととすべきである。</p> <p>家畜登録業務における鼻紋採取用ローラ並びにインクについては使い回すことが実態なため、消毒薬を混和させることの可能性若しくは別の方法の検討が必要になる。</p>	北海道	<p>ご指摘の点については、Q&amp;Aや通知で示すこととしています。また、革手袋や削蹄師の革製の前掛け等についても、使用実態を踏まえ、洗浄又は消毒としたところ です。</p> <p>なお、鼻紋採取用ローラーについては、採取する前に鼻を消毒して対応しているとのことであり、そのような対応をお願いします。</p>
	消毒対象・方法	<p>当該物品の消毒は消毒液、消毒用アルコール等の噴霧、浸漬でおこなうことによろしいか。鼻紋採取器、同付属のローラー等消毒液等の噴霧、浸漬ができない物品の対応は如何。</p>	鹿児島県 長崎県	
	他の施設で使用した物品	<p>家畜保健衛生所の繁殖巡回、臨床獣医師の診療、家畜人工授精師の授精業務、農協などの飼養管理指導、削蹄師の削蹄業務、飼料の配送などにおいて、器具・機材を持ち込むことになるが、すべてを洗浄・消毒することは極めて困難であることから、「家畜あるいは排せつ物などに直接接触した器具・機材」とされたい。</p> <p>なお、この規定は、飼養者に求めるものではなく、物品を持ち込む者に求めるべきことと考えられる。</p>	島根県	<p>農場に持ち込む器具・機材については消毒に適さないものも含まれることを踏まえ、洗浄又は消毒としたところ です。</p>
Ⅲ－９	海外で使用した衣服等	<p>海外で農家研修等で使用した作業服などについては、時間の経過及び消毒で衛生管理区域への持ち込み「可」とするのではなく、持ち込みを認めないとした方が望ましい。</p>	山梨県 鳥取県	<p>本基準でも持ち込ませないことを前提としており、持ち込むのを許可するのはやむを得ない場合に限定しています。</p>
	海外で使用した衣服等	<p>持ち込み禁止期間の4か月、2か月の根拠を提示願いたい。</p>	京都府 岡山県 宮崎県 岐阜県	<p>文献等による口蹄疫ウイルス及び高病原性鳥インフルエンザウイルスの最長生存期間を根拠としています。</p>

	渡航禁止	家畜の所有者、飼養管理者、関係者は悪性伝染病発生国への渡航を控える又は禁止する。	岡山県	家畜の飼養者は、家畜保健衛生所から提供される情報を確認することとしており、悪性伝染病の発生国等についての情報も把握していることから、適切な対応がとられるものと期待しています。
	渡航歴	直接畜舎へ入る又は家畜と接触する機会のある者については海外渡航歴を家畜保健衛生所への報告を義務化を検討願いたい。	京都府	
Ⅲ－１０	処理済みの飼料	処理済みの飼料の利用の基準について、食品循環資源の飼料利用を希望する養鶏農家がいるため、鶏その他家さんにも適用すべき。	岡山県	
	処理済みの飼料	食品残さの使用の多くは豚であるが、おから等の動物性たん白質を含まない食品残さ等については牛や家さんにおいても飼料として使用している例があるので、処理済みの飼料の利用の基準について、（豚、いのしし）の欄に書かれていますが、（牛）（鶏）も同様に必要。	岐阜県 香川県	豚については、豚コレラの予防を期待して定めたものです。
	処理済みの飼料	「事前に」加熱等適切に処理とあるが、農場内で加熱処理する場合についても当てはまるのか示されたい。	兵庫県	貴見のとおりです。
	処理済みの飼料	食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン（平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知）の「第5農家における製造、保管及び使用」で飼料としての利用ガイドラインが明確に示されているため、これに基づき処理されたものと明記すべき。	岐阜県	法技術的な観点から、そのような表現はできません。なお、同ガイドラインは、「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」を踏まえて作成されているものであり、飼養衛生管理基準とは目的が異なると理解しています。
Ⅳ－１０	施設改善困難	給餌設備や給水設備等への家畜及び野生動物の排せつ物等の混入防止のための施設の改善等には経費が伴うことから経過措置をとるべきである。	秋田県	まずは、給餌設備や給水設備について清掃を行うなどして、清潔に保つことから始めていただきたいと思います。
	施設改善困難	重要な項目であると判断されるが、現実的には実施は不可能であり、努力目標的表現としていただきたいと思います。	大分県	施設の改善を求めているわけではなく、給餌設備や給水設備を清潔に保つなど、できることから始めていただければ良いと考えています。

	施設改善困難	運動場及び牛舎構造によっては牛舎で、野鳥の侵入防止措置は現実的に困難であると思われるため、牛については、努力義務規定にするべき。	岩手県	牛及び豚については、その飼養管理の実態から、野鳥等の侵入防止策を義務付けることは現実的ではないと考え、削除しました。
	施設改善困難	開放型畜舎での、野鳥及びねずみの侵入を防止することは極めて困難であると思われるが、「必要な措置」とは具体的にどのような措置を想定されているのか。	佐賀県	
	措置の内容	牛、豚舎において、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置について、具体的イメージを提示して頂きたい。	茨城県	牛舎においては飼槽の清掃、豚舎においては飼槽の清掃及び野鳥等の侵入防止等を行ってください。
	措置の内容	ネズミ等の対策は、実施しても完全な排除は困難であるが、対策を講じることに意義があるとの解釈でよろしいか。	鹿児島県	可能な限り排除するような対策を講じていただきたいと思います。
	清掃の追加	飼槽を清浄に保つために、農場では通常、よけいな飼料を置かない、清掃するなどの対応を指導していることから、排せつ物等が混入しない方策として、清掃などを明記する。	北海道	ご指摘の点については、今後、Q&A、パンフレット等で示すこととしています。
	放牧等の取扱い	給餌設備や給水設備等への家畜及び野生生物の排せつ物等の混入防止については、畜舎だけか、放牧場、資料庫はどうか。飲用水の消毒について、放牧の場合を除くとある理由はなぜか。	高知県 熊本県	給餌設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止については、畜舎、放牧場、飼料庫のいずれについても行っていただくようお願いします。 飲用水については、「飲用に適した水を給与すること」としたところです。
	放牧等の取扱い	アイガモについては圃場で野鳥などの野生生物の排せつ物が混入している水を飲む可能性が大いにあるため、別途必要な措置を示されたい。 (他に家きんの屋外放飼場等)	兵庫県 鹿児島県	極めて特殊な飼養形態のものにまで本基準を適用することは考えていませんが、舎飼いをする場合などは、できることについては対応していただきたいと思います。
IV-11	飲用水消毒困難	水を→ためているいる水を、すること→努めること、に変更できないか。	高知県	詳細については、今後、Q&Aやパンフレット等で示すこととしています。

	<p>飲用水消毒困難</p>	<p>牛、豚では新鮮な沢水やわき水を飲用水として使用することがあり消毒は現実的ではない。          大腸菌やサルモネラを想定して消毒するのであれば、かなりの高濃度となるため、家畜への影響やポジティブリストに違反するおそれがある。          また、肝蛭など寄生虫は、通常の消毒では防げない。          このため、牛、豚の飲用水については、消毒するのではなく、清潔な水を用いることとすべき。</p>	<p>北海道</p>	<p>ご指摘の点については、「飲用に適した水を給与すること」としたところです。</p>
	<p>井戸の深さ</p>	<p>野生生物の排せつ物が混入するおそれのある水を飲用水として用いる場合は消毒することとなっているが、何m以上の深掘井戸は除くなど具体的に示して頂きたい。</p>	<p>岐阜県</p>	<p>井戸水は、蓋が設置されている場合などは「おそれのある水」には当たらないものと解釈しています。</p>
	<p>放牧等の取扱い</p>	<p>飲用水の消毒について、放牧の場合を除くとある理由はなぜか。</p>	<p>熊本県 長崎県</p>	
	<p>放牧等の取扱い</p>	<p>放牧の際の飲用水が最も野生生物の排泄物が混入する可能性が高いと思われる。          （放牧の場合を除く）と明記すると、基準として片手落ちと成るので、削除すべき。放牧については別途基準を新設すべき</p>	<p>岡山県</p>	<p>「飲用に適した水を給与すること」と変更したところです。</p>
	<p>放牧等の取扱い</p>	<p>「（アイガモ農法等野外飼育の家きんを除く）」と追加願いたい。          牛、豚等では（放牧の場合を除く。）と記載されており、家きんの場合も同様の場合を想定し除外する必要があると思われる。</p>	<p>岐阜県</p>	<p>牛、豚等についても、ご指摘の記述は削除しました。</p>

IV-12 (家きん)	ネット等の設置場所	具体的にどの場所に設置すべきか(放飼場の場合には天井にも設置する必要があるのか、それとも別の対策が必要か)。	山梨県	本基準は、家きん舎への野鳥等の侵入防止のためのネットの設置を求めているものであり、放飼場全体にネットを張ることが不可能であれば、餌場や家きん舎にネット等による野鳥等の侵入防止策を講じていただきたいと考えています。
	網目	網目の大きさが2 cm以下の場合、羽で目詰まりして、夏場の換気に苦慮する実態がある。 もっと大きな網目でも、2枚重ねとすることで、目詰まりせず、防鳥効果を得ることが可能である。 網目2 cm以下にこだわるべきではないのではないか。	北海道 愛媛県 長崎県	
	網目	防鳥ネットの「編み目の大きさが2 cm以下」については、そのまま農家への指導基準としてよいのか(たとえば「野鳥等が侵入しないように」ではなく)。	山梨県	同等の効果があると認められるものでも可としたところです。
	網目	①ウインドレス鶏舎でも発生しており、②疫学調査においても野鳥が直接の感染源と断定されていないこと、③更には今まで農家へ努力目標として説明しており、今更2cm以下にするような説明はできないことから、今後も2cm以下は努力目標とすべき。	岡山県	
	ダチョウ等の防鳥ネット	ダチョウ飼育農場や動物園及び林野等への家きん放し飼(放牧形態)での飼養形態では、防鳥ネットの完全敷設は困難であるが対応は如何。	鹿児島県	本基準は、家きん舎への野鳥等の侵入防止のためのネットの設置を求めているものであり、放飼場全体にネットを張ることが不可能であれば、餌場や家きん舎にネット等による野鳥等の侵入防止策を講じていただきたいと考えています。
	はえ	何故鶏だけ「はえ」が加わったのか。HPAI発生農場で関連を示唆される事例があったのか。	高知県	過去の感染例に関して、ハエの気管からウイルスが分離された事例が報告されています。

	牛、豚等も害虫駆除	ねずみや害虫の駆除を行うことを牛、豚等の飼養衛生管理基準にも盛り込むべきと考える。	京都府 岡山県 鹿児島県	ねずみなどによる機械的伝播の可能性も指摘されているところですが、開放型の畜舎構造を鑑みれば、駆除を基準とすることは現実的ではないと考えました。 しかしながら、個別に可能な場合には、できる限り対応していただくようお願いいたします。
	牛、豚に防護柵	牛等、豚等においては、イノシシ、シカ、野鳥等の野生生物との接触を防ぐため防護柵や防鳥ネットの設置を行うことに努める旨を記載する。	鹿児島県	野生動物との接触の防止については、開放型の畜舎形態や運動場の存在を考慮すれば現実的ではありませんが、できる限り対応していただくようお願いいたします。
	牛、豚にも対策	牛、豚について野生生物の侵入防止対策を追加すべき。 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生生物およびはえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること。 現行基準にある内容を記載することが望ましい	岐阜県	
	野生動物侵入防止	野生動物が畜舎へ侵入する事を防止するための設備を設けるべき。	京都府	
	動物園	動物展示施設（例：動物園でのダチョウ等）では現実的に不可能であるが、農水省ではどのように対応すべきと考えているか、具体的に御教示頂きたい。	愛知県	本基準は、家きん舎への野鳥等の侵入防止のためのネットの設置を求めているものであり、放飼場全体にネットを張ることが不可能であれば、餌場や家きん舎にネット等による野鳥等の侵入防止策を講じていただきたいと考えています。
V-12	ミルク一等	搾乳時一頭ごとに消毒したミルクカーを使う必要があるが、現状では困難であることから、「その他体液が付着した物品を使用する際」は削除。 一方、群飼育では餌槽、水槽等に唾液や鼻水あるいは排泄物さえ混入する。個体間の接触も頻繁となっており、本末転倒である。	岡山県	生乳は体液から除外したところですが、 また、当該家畜の排せつ物の混入については、除外としたところですが。

	ミルカー等	「ミルカー」「搾乳ロボット」等は1頭ごとに交換又は消毒することは、①ライナースリップの原因となること、②消毒液が生乳に混入する恐れがあることから現実的ではないので、「…その他体液が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒すること」の「体液」には「(搾乳時の乳汁を除く。)」としてどうか。	愛知県	生乳は体液から除外したところです。
	注射針	豚の欄で、注射針にあっては畜房ごとにとあるが、原則1頭ごとに、やむを得ない場合は畜房を限度にではないだろうか。	神奈川県	「注射針にあっては少なくとも畜房ごとに交換又は消毒」としたところです。
	注射針	注射針は、1頭1針が原則である。よって、案文「畜房ごと」の前に「少なくとも」を挿入するか、「原則1頭1針」とする旨に修正する。	鹿児島県	
V-13	空房等の清掃及び消毒	構造上消毒困難な場合(柵でしか仕分けができておらず、横の畜房の牛が消毒薬に接する機会がある、一部屋根がなく下が土であり十分な消毒効果が期待できない等)があり、清掃又は消毒もしくは清掃及び消毒するように努めること、と変更できないか。	高知県	隣接畜房で家畜が飼養されていること等により水洗及び動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合でも、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布するなどしてください。
	空房等の清掃及び消毒	空房や空ハッチの清掃及び消毒について、発酵床などの場合を考慮した記述をすること。	熊本県	畜房が空になった後、適切な管理により発酵床の温度を上げることで、消毒の実施と見なすことができると考えています。
	空房等の清掃及び消毒	畜房については、括弧書きで定義されているので、ハッチについても同様に定義すべき(例:子牛等を単飼するための収容空間)。	宮崎県	特段の説明は必要ないと考えています。
V-14	密飼基準	「過密な状態」よりも具体的な数値が必要ではないか。(可能であれば、品種毎に) 【京都府、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、富山県、鹿児島県、岐阜県】	左記	具体的な数値については、今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととしています。
	密飼削除	密飼防止は、畜産農家の当然の実施項目であり、削除すべきと思われる。	大分県	本基準案の多くは当然の実施項目であると考えています。
	密飼削除	密飼いの判定は誰が行うのか提示願いたい。	京都府	都道府県が行うものと考えています。

	密飼基準	飼育密度をどのように報告するのか。	熊本県 岡山県	飼養面積と飼養頭数を報告してもらうこととしています。
	密飼基準	フリーストール、タイストール、単飼ストール、分娩豚房等飼養形態により密度は異なり、平均的な飼養密度の報告に重要性はない。	鳥取県	飼養面積及び飼養頭数のほか、飼養形態についても報告していただくこととしています。
VI-15	出荷停止対象	特定臨床症状がある場合の出荷停止の対象である「家畜及び畜産物」に「家畜の飼養管理資材・器材、飼料、家畜排せつ物」を加えること。	岩手県	貴見を参考に表現を変更しています。
	出荷以外の移動	特定臨床症状がある場合の出荷停止について、出荷以外として、放牧地や集団預託施設等への移動も想定されるため、「出荷を行わない」の表現については、農場からの通報段階で要請可能な措置を法的に整理した上での表現としていただきたい。	岩手県	「出荷・移動」と表現を変更しました。 なお、移動の制限については都道府県知事の判断で行うことができるとされており、各都道府県で適切に判断していただくようお願いします。
	出荷後の対応	出荷後に家畜市場、と畜場で特定症状が確認された場合の対応を考えて欲しい。	岡山県	別途、防疫指針に記載することとしています。
	畜産物の定義	案文中「畜産物」は、「排せつ物」及び「たい肥」を包含するのか。	鹿児島県	貴見のとおりです。
	出荷停止の内容	出荷を行わないのは症状を呈する家畜等のみとの解釈か。当該農場で症状を呈しない一見健康な家畜も出荷を行わないこととさせることは可能か。 また、診断に一定期間を要する場合にも当該期間の間は健康家畜の出荷を行わないこととさせられるか。出荷を行わないことは、自粛依頼なのか。防疫員の命令か。指示、要請等に從わず出荷した場合の飼養者への対応は如何	鹿児島県	監視伝染病でないことが確認できるまでの間、農場からの出荷・移動ができないこととなります。 なお、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に從うよう記述することとしました。
VI-16	異常時の出荷停止	特定症状以外の異状がある場合の出荷停止等は、特定症状がある場合との違いが不明確であり、削除すべき。	大分県	特定症状を確認した際には、直ちに家畜保健衛生所に通報する必要があり、それ以外の場合には、獣医師の受診を受けることとしているところです。
	異常時の出荷停止	「同様な症状」について、用語の定義が掴めないため、具体的なイメージを提示して頂きたい。 「これ以外の異常」について、用語の定義が掴めない、具体的なイメージを提示して頂きたい。	茨城県	今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととしています。



	異常時の出荷停止	「監視伝染病でないことが確認されるまで」を、「回復あるいは監視伝染病でないことが確認されるまで」とする。 また、臨床症状では診断が困難な疾病については、国が簡易迅速な検査法を開発することを要請する。	神奈川県	監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うよう記述することとしました。 迅速診断法については、必要に応じてその開発を検討することとします。
	異常時の出荷停止	監視伝染病であっても、治療により回復する疾病もあることから、診断するまで期間、農場内の家畜の出荷を法的に止めることができるのかどうか、また、そこまで求める必要があるのかどうか、それぞれの専門家の意見を聞くべき。現実的には、出荷を止める家畜については、監視伝染病を疑う症状を呈している家畜に対象を絞り込む必要があるのではないのでしょうか。	茨城県	家畜衛生部会において議論していただき、今回の基準案となったところです。 なお、出荷を止めることについては、飼養衛生管理基準に基づく措置であり、本基準の遵守をお願いします。また、監視伝染病であることが確認された場合、当該家畜以外の出荷再開の可否等の対応については、家畜保健衛生所の指導に従っていただくこととしています。
	異常時の出荷停止	特定疾病以外の異状があるときに、監視伝染病を疑う場合とその他の場合を分けているが、家畜飼養者にその判断を求めることは、非現実的である。「これ以外の異常が認められた場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。」を削除すべき。	宮崎県	家畜飼養者に判断ができないのであれば、なおさら、獣医師による診断が必要になるものと考えます。
	監視伝染病確認時	特定症状以外の異常がある場合の出荷停止等では、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの家畜の出荷を行わないこととあるが、監視伝染病であった場合は具体的にどう対応するか。監視伝染病か否かの診断には日数を要するので、畜産物の出荷はどうするのか。	熊本県	監視伝染病であることが確認された場合、当該家畜以外の出荷再開の可否等の対応については、家畜保健衛生所の指導に従っていただく旨明記しています。
VI-18	導入元の確認	市場購入時は、導入元農場の疾病の発生状況を確認することは困難である。	秋田県 岡山県 富山県 長崎県	導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合でも、導入畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。
	導入元の確認	導入元農場の疾病の発生状況は家畜の出荷農家に証明を義務づけるべき。	岡山県	

	導入元の確認	「導入元農場の疾病の発生状況の確認」は、非常に困難であると思われるが、導入元農場が本基準を遵守しているとするれば、導入元の都道府県に疾病の発生等の報告がなければ、「導入元農場の疾病の発生状況の確認」をしているとみなしてよいか。	佐賀県	貴見のとおりです。その上で、導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合でも、導入畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。
	健康状態の確認	臨床症状を長期間示さない疾病もあり、臨床目視だけで健康状態を判断することは難しい。健康状態の確認等とは臨床検査による健康状態と理解して良いか。	宮崎県	導入家畜については、導入後、一定期間隔離等を行い、家畜の伝染性疾患の疑いがないことを臨床的に確認する必要があります。
	隔離方法	導入家畜を他の家畜と直接接触させない方策として、スタンションの場合は1頭分空ける、コンパネを当てる、牛房で隔離するなど明記する。	北海道	ご指摘の点については、今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととしています。
	隔離方法	小規模飼養農家では、導入家畜を隔離する施設が無い。	岡山県	ベニヤ板で仕切るなど、可能な方法で対応していただきたいと考えています。
Ⅶ-20	埋却地支援措置	自己所有地で埋却地を確保できない農場の支援策を講じるべきである。	秋田県	埋却地の確保は、一義的には飼養者の行うべきことと考えます。 なお、改正された家畜伝染病予防法において、都道府県は補完的に提供する都市の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされており、必要なときには国や市町村に協力を求めることとされているところです。
	埋却地支援措置	埋却地の確保を義務づけるのであれば、義務化に伴う支援措置は検討すべきか確認願いたい。	京都府	
	埋却地義務付け困難	埋却必要体積値を具体的に明記せず、「全ての飼養頭数を埋却する場合に必要な土地の確保その他埋却等に必要な準備措置を講ずること」という表現にとどめる方が望ましいと思われる。	滋賀県	埋却地を確保する際に、具体的な目安が必要であるのご意見により示すこととしたものです。

	埋却地義務付け困難	埋却地の確保は、明確に規定するのではなく、努力規定とはならないか。	徳島県	埋却地の確保は、一義的には飼養者の行うべきことであると考えます。 なお、改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう積極的な取組をお願いします。
	埋却地義務付け困難	埋却地の確保は努力義務にすべき。 既存の畜産農家にいきなり相当規模の埋却地の確保を求めることは難しいと考えられ、新規に畜産業を開始する者や規模拡大する場合に、相当規模の埋却地の確保を求めていくこととすべき。 旧農業基本法によって生産振興のみを永く図ってきた国が、防疫の観点からの畜産の在り方への、いきなりの変更は理解を得がたい。	群馬県	
	埋却地義務付け困難	埋却地の確保については、指導のみの対応にとどめいただきたい。	広島県	
	埋却地義務付け困難	新たに事業を始める者についてへの適用はやむを得ないが、既存の事業者については、猶予期間は5年を目処に埋却地の確保について努力することとし、罰則規定については設けないとすべき。 また、埋却地確保のための財政支援についても併せてお願いしたい。	鳥取県	罰則については、当面の間、既存の事業者には適用しないこととしました。 改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう積極的な取組をお願いします。
	国の支援等	家畜の所有者に新たな義務（埋却地の確保等）を課すことに対する、国としての応分な支援及び対応等が必要。（埋却地確保に要する費用への助成制度、埋却基準※の見直し、地元同意を要しないことの明示、湧水や岩盤確認のための試掘費助成など） ※家畜の所有者が土地を確保したとしても、都市近郊型畜産では家畜伝染病予防法施行規則別表第2の埋却基準に完全に適合する場所はほとんどない状況であり、地元同意が得られずに実際に埋却が行えないことが想定される。	愛知県	埋却以外にも焼却や化製処理を行うこともできます。なお、埋却地確保に対し助成することは、自前の土地所有者との不公平が生ずることから、適当ではないと考えています。
	国の支援等	多くの家畜所有者が埋却地を確保できていない状況での法施行、その尻拭い（法第12条の6、法第21条第6項）を都道府県に押し付ける制度など、中途半端な実現性の低い規定による弊害に対して、国の先導的な姿勢を示して頂きたい。	愛知県	埋却のみではなく、焼却や化製処理を行うこともできます。また、罰則については、当面の間適用しないこととしています。なお、埋却地の確保は、一義的には飼養者の行うべきことであると考えています。

	国の支援等	準備措置を全ての家畜所有者が速やかに完了し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するためには、営農集団等が共同埋却地を購入又は借地する場合に要する経費に対して国等の助成措置を検討すべきである。	静岡県	埋却地の確保は、一義的には飼養者の行うべきことであると考えています。また、その確保に対して補助することは、自ら埋却地を確保した農家との間に不公平が生じることから、適当でないと考えます。なお、埋却以外に焼却や化製処理といった選択肢もあります。
	必要面積	家畜ごとの面積が記載されているが、根拠は何か。対象が羊・山羊等拡大するならそれらの必要面積も記載すべきではないか。	岡山県 岐阜県 愛媛県 長崎県 佐賀県	算出根拠については、今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととしています。 なお、個別の算定の考え方については、別途お示しすることとしています。
	必要面積	1頭あたりの目安があるが、頭数が増えれば1頭あたりの必要な面積は減少する。牛の場合、1頭、50頭、100頭と各家畜3段階ぐらいの基準を示してほしい。	神奈川県	基準に示した数値は、標準的なものであるため、個別の事例については各現場にて判断できるよう、算定の考え方をお示しすることとしています。
	必要面積	鳥取県では埋却溝の庭面積を2m <sup>2</sup> と考えている。作業スペースを含めての用地確保面積なのか根拠を明確にしてほしい。牛の埋却用地が1頭あたり概ね6m <sup>2</sup> は広すぎるのではないか。	鳥取県	基準に示した数値は、埋却溝と作業スペースを含めたものです。
	必要面積	処分畜、汚染物品等の埋却溝、作業スペース等を考慮すると、肥育牛(500kg)100頭、母豚100頭、採卵鶏20,000羽の飼養規模で約1,000m <sup>2</sup> 必要と試算しているが、埋却地必要面積の根拠を示されたい。	大分県 愛知県	算定の根拠については、今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととします。
	必要面積	成牛、成豚1頭当たりの埋却地必要面積が大きすぎるのではないか。実際に多数の経験をしている宮崎県での実施例に基づく数字が適当ではないか。	熊本県 鹿児島県	算定の根拠については、今後、Q&Aやパンフレット等で示していくこととします。なお、宮崎県の事例も参考にしています。
	必要面積	それぞれ1頭羽あたりの必要面積が定められているが、土地の条件や埋却方法によって必要面積は異なる場合があるので、「成牛(成豚・成鶏)1頭あたり概ね0m <sup>2</sup> の」の部分を除いて「埋却の用に供する土地の確保その他埋却等に必要の準備措置を講じること」としていただきたい(あるいはスタンダードな方法の1例として示していただきたい)。	山梨県	基準に示した数値は、標準的なものであるため、個別の事例については各現場にて判断できるよう、算定の考え方をお示しすることとしています。

	必要面積	土地の確保面積について、成畜以外についての換算数値が必要ではないか。	高知県	換算数値については、算出根拠同様にQ&Aやパンフレット等において示すこととしています。
	必要面積	子牛、子豚、肥育豚については、どのように試算する予定か示されたい。	群馬県	
	干拓地等	埋却等の準備について、干拓地等の埋却不適地での対応をとにかく明確にしていだきたい（盛り土方式は可能か）。	熊本県	埋却ができない土地であれば、焼却や化製処理といった方法を検討していただくこととなります。
	その他の措置	「その他埋却等に必要な準備措置」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。	高知県 熊本県	焼却や化製処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打ち合わせや、周辺住民の承諾取り付けに向けた話し合い等を想定しています。
	その他の措置	焼却又は化製処理を行う場合とは、家畜伝染病予防施行規則別表第2の焼却場所を想定してののでしょうか。	和歌山県	貴見のとおりです。
	確保できない場合	埋却地の確保を義務づける以上は、できない場合の措置を明記した上で、期限付きの改善計画を求めるなどの必要があるか検討願いたい。	京都府	埋却が困難な場合には、焼却や化製処理といった方法を選択することができます。なお、罰則については、当面の間、既存の事業者に対しては適用しないこととしたところです。
	埋却地報告事項	報告事項①のイの公有地等を削除することが望ましいと思われる。同表記があると安易に公有地に依存する傾向が高まるのが危惧される。飼養衛生管理基準は家畜の所有者が遵守すべき基準であり、埋却地についても家畜の所有者がその確保に努めるべきものである。 埋却地の確保が出来ていない場合は、その取組状況を報告すべきで、公有地を確保しているという報告は家畜の所有者が行う報告には馴染まない。	宮城県 愛知県 滋賀県 奈良県 和歌山県 鹿児島県	貴見のとおり、公有地の項目は削除します。
	埋却地報告事項	当該報告項目内②ウの項目は、平常時からどの程度の近隣までの説明を求めるのか。零細個人経営の飼養者に求めるのは過酷である。	鹿児島県	どの範囲の住民の理解を得るべきかについては、地域の実情もあることから、関係自治体とよく相談してください。

	埋却地報告事項	報告事項の畜舎から埋却予定地までの距離を削除すべき。移動制限以内であれば可でよいのではないか。距離を出す目的は何か。意図する説明が欲しい。	山梨県	埋却予定地が離れている場合、防疫的に配慮した輸送が必要となることから、項目としてあげたところです。
	埋却地報告事項	飼養頭数に応じた埋却地の確保を指示しているが、埋却予定地を報告する際に、発生していない時点で、近隣住民への説明及び同意を得ることは困難であり、報告後に地元とのあつれきが懸念されるため、そのような内容の報告を県が受けることはできない（情報公開請求の可能性あり）。あくまでも本人が持っていればよいことで、報告する必要はないと考える。	神奈川県	個人情報については、情報公開の対象とはならないものと考えています。
	埋却地報告事項	報告事項の「施設」を自治体若しくは民間焼却施設と解すると、当該施設との事前調整、施設への搬入及び処理でのウイルス散逸防止等の安全対策に関する住民説明は行政が担うものであり、実態に即していないと考えられる。	京都府 岡山県	埋却等については一義的に飼養者の責任において行うべきものであり、調整等の段階から農場の関与を排除するものではないと考えます。
	埋却地報告事項	これまでは、円滑な防疫措置を進めるため農家が自ら焼却場又は化製場を選ぶことを想定していなかった。例えば、発生地域内の農家個別に別々の施設を選定してしまうと、防疫措置の妨げになることは想定されるため、焼却場や化製場について農家から報告を求めるべきではないと考えるため、報告事項から削除すべき。	茨城県	伝染病発生時の死体の処理について、円滑な防疫措置実施のために把握しておく必要があると考えており、したがって報告事項として聴取するべきであると考えます。
	埋却地報告事項	市町村有地で埋却を予定しているところがあるが、近隣住民への影響を考慮して市町村が場所の住所等の公表を差し控えている。このような場合は報告しなくてよいのか。	高知県	都道府県への報告によって情報が公にされるわけではないことから、報告の必要があると考えます。
	埋却地報告事項	埋却等の準備措置について義務付けながら、報告事項には、確保ができていない場合の状況を報告させることは、義務の免責にもとられかねない。	栃木県	本基準については罰則がかかることから、遵守違反であるか否かの判断のためには、確保等に向けた進捗状況を把握しておく必要があると考えます。
	クロスコンプライアンス	畜舎の建設や家畜の導入に係る国庫補助事業等の要綱等に埋却地の確保等の飼養衛生管理基準の遵守を採択要件として盛り込むこと。	岩手県	焼却や化製処理を選択した場合に、住民への説明や非発生時に理解を得ることが困難な場合も想定されるので、事業の採択要件としては適当ではないと考えます。
	馬の埋却地	馬においても牛等と同等に埋却地の確保が必要であるのか、その理由を御教示頂きたい。	愛知県	馬においては、埋却地の確保を基準にはしていません。

	埋却地その他	平成23年10月1日以降の農場開設や既存農場の畜舎増設、規模拡大は埋却地確保を義務づけるか。あるいは許可制とすることとなるのか。	鹿児島県	埋却地等の確保が義務付けられることとなります。
	埋却地その他	埋却地等の準備について、準備すべき者の優先順位を明確にし、明記していただきたい。	宮城県	家畜の飼養者であれば、優先順位などはないものと考えています。
VIII-21	記録困難	質問・記入項目が詳細すぎないか(入場条件を明示させ、合致の有無のみを記入するなどで簡便化できないか)。立ち入り者への法的拘束力は付与できないか(すべてを生産者責任とするのも負担が大きいのではないか)。	三重県	基準の遵守状況に関して、都道府県が指導する場合に備え必要な情報であると認識しています。
	記録困難	ポジティブリストの記帳も定着に向けて四苦八苦しているところであり、飼養家畜の異状の記録、どこにいたかなどについてまで記録を求めることは非常に困難で、実効性も上がらないのではないか。	北海道	自ら飼養する家畜の異状について記録をとることは、必要であると認識しています。
	記録困難	高齢の小規模農家では実施が極めて困難である。 高いハードルを設定しているので、高齢の小規模農家等が完全遵守できない場合など、罰則適用になるのは仕方ないのか。	岡山県 熊本県 鹿児島県	基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることはありませんが、自らが飼養する家畜に関する記録は必要であると認識しています。
	記録困難	発生国からの入国者、発生国への出国者への対応(農場或いは動物との接触があった場合の対応等)をせずに、生産者に対し、未発生の時点でこのような対応を求めることは不要と思われる。 衛生管理区域に立ち入った者の情報については、いつ、誰が立ち入ったかを記録しておけば、発生時に遡って調査することは可能である。	神奈川県	本項目は、発生時に早期に感染ルートを特定するために必要な情報の記録について規定したものです。 ご指摘の項目だけでは不十分であると認識しています。
	記録項目	出荷家畜等の頭羽数、全畜種に排せつ物の搬出先、数量、搬出日、家きん等に家きん卵の出荷先、数量、出荷日を追加する。	鹿児島県	最もリスクが高いとされている、生体の移動を中心に記録することが必要であると認識しています。
	記録項目	畜産物の出荷状況、糞尿・堆肥の移動状況、死体の処理状況についても、記録・保存をした方がよい。	愛媛県	

	記録方法	生産者の負担にならず実効性のある記録方法（記録簿）の呈示をお願いしたい。	山梨県	今後、Q&Aやパンフレット等で示すこととしています。
	記録方法	記録の項目が多岐にわたるため、わかりやすいリーフレット（案）の作成と全国一律のための様式の作成をお願いしたい。	高知県	
	記録方法	衛生管理区域への立入者の記録作成であるが、畜舎が住居と離れている場合は、正確には把握できないと思われるが、どのレベルの内容を求めているのか。納品書等により想像でかまわないのか。	神奈川県	立入りの記録については、立入る者による記入も可としており、また、納品書等の保存によるものでも構わないと認識しています。
	訪問者による記入	農家は、搾乳、牧草管理、堆肥散布など、多忙もしくは不在の時間が多く、訪問者の記録を生産者自ら実施することは極めて困難である。 このため、訪問者の記録は、訪問者自らが記帳することも可とする。	北海道	立入りの記録については、立入る者による記入も可としており、また、納品書等の保存によるものでも構わないと認識しています。
	訪問者による記録	農場に飼養者が不在の場合、立入者の記入でも可能な措置を付加しておくべきではないか。	石川県	
	住所の記録	記録事項について、住所よりも連絡先にすべき。	北海道	記録を家畜防疫員等が確認する際に、住所又は所属であれば業者等を特定することが可能であると考えたところです。
	異状の記録	異状とはどのような異状を指すのか。特定症状を疑う異状の記録と診療実績等で良いと思われる。「異状」とは、獣医師（又は家畜防疫員）の診断を受けるべき「ふつう」でない「おかしい」又は「伝染性疾病を疑う」家畜の状態と定義できるのか。従来使用してきた「異常」とはどのように違うのか。	神奈川県 大分県	日常の飼養の中で、餌喰いが悪い、元気がない等も含めて記録をお願いします。なお、広辞苑によると「異状」とは、通常とは違った状態のことをいい、「異常」とは通常とは異なることをいいます。
	診療記録	獣医師の診療実績は、獣医師でなければ書けないため、診療の有無程度の記載となる。 異状畜の農場内の場所、獣医師の診療実績は、記録を義務付けることは困難である。	北海道	診療の有無に関する記載で可とします。
	診療実績	診療実績の記録は獣医師の診療簿で代替できるものとするべき。	秋田県 長崎県	
	輸入飼料	牛・豚について、疫学調査で必須の項目である記録の内容に、輸入粗飼料を追加すべき。	岩手県	輸入粗飼料については、疫学調査の段階で調査する項目であると整理していません。



	牛トレサ法	導入畜及び出荷畜の記録について、牛においてはトレサ法に基づく異動報告を速やかに行うことに替えて良いのではないか。	高知県	牛トレサ法に基づく移動報告の控えても可とします。
	海外研修生	所有者は海外からの研修生、実習生の受入に際して、相手国における家畜伝染病の発生状況を確認するとともに、当該者の居住地、現地での家畜との接触歴を記帳、保管することについて明記願いたい。	京都府	1週間以内に海外から入国した者については、滞在国、地域及び畜産関連施設への立ち入り状況を記録することおなっています。
	観光牧場	観光牧場のケースで、家畜防疫員が確認する「適切なルール」が不明瞭であるため、全国共通のルールを示していただきたい（観光牧場のケースでは、靴の消毒マットの設置程度が限界と思われる）。	熊本県	今後、Q&Aやパンフレット等で示すこととしています。
IX-22	大規模農場の基準	大規模農場の設定頭数の根拠を示されたい。	群馬県 大分県	各畜種ごとに、家族経営と家族以外に雇用が必要な経営との区切りの飼養頭数を大規模農場の根拠としたところです。
	大規模農場の基準	牛で200頭、豚で3千頭は、北海道では標準的な普通の飼養規模である。 乳用牛では繁殖200頭、肉用育成・肥育500～1,000頭牛、肉用繁殖100頭、豚では繁殖500頭、家きんでは100羽（だちょう10羽）などとすべき。 また、頭数条件の他、企業経営体も対象とする。	北海道	牛にあっては成牛200頭規模としたところです。
	大規模農場の基準	牛の肥育農家の場合、「200頭」では大規模飼養とはいええず、畜産統計上の最大規模範囲の「500頭」以上としてはどうか。	愛知県	
	大規模農場の基準	「牛（豚、鶏）では〇頭（羽）以上の所有者（以下大規模所有者という）」とあるが、成畜換算をするのかどうか。	山梨県	
	大規模農場の基準	家伝法第12条の3第1項において、「その飼養規模の区分に応じ」「焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む」飼養衛生管理基準を定めることとされているが、飼養規模ごとの記載になっていない。 家伝法の「その飼養規模の区分に応じ」という法の趣旨は、飼養衛生管理基準の実効性を高めるため、経営規模に応じた対応が必要ということではないのか。	富山県	たとえ1頭でも防疫対策の必要性は変わらないことから、頭数によって飼養衛生管理基準を除外することはできないと判断しました。 なお、大規模農場については、追加措置を定めたところです。

	診療獣医師	具体的にどのようなことを想定しているのかを示してください。例えば、家畜共済加入農家で、NOSAIの家畜診療所が診療を担当し、往診時等に健康管理指導を行っている場合は、これに該当するとみなしてよいのでしょうか。または別途毎月健康管理指導を実施する契約等を交わし、実施する等の必要があるのでしょうか見解を示してください。	香川県	貴見のとおりであると考えます。別途の契約を交わす必要まではありません。
	診療獣医師	農場で診療獣医師に該当する者がいないケースが多々あり、この場合、獣医師の位置づけを今後どのように図るべきか検討願いたい。	京都府	大規模農場については、かかりつけの獣医師もしくは診療施設を定めておくこととしたところです。
	診療獣医師	農場ごとの診療獣医師についてはあくまで農場が選択することで、飼養衛生管理基準で定めるべきものではない。 表現として、「農場毎に適時診療が可能な獣医師又は診療施設を定め、当該農場の家畜の健康管理について指導を受けること」とする。	神奈川県	早期発見及び通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師が望ましいと判断しました。
	診療獣医師	「農場ごとに適時に診療が可能であり」について、具体的なイメージを提示して頂きたい。	茨城県	現在、パブリックコメントにかかっている案では、「家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師」との表現に変更しています。
	診療獣医師	畜種のみでなく、経営形態を考慮して飼養頭数条件を設定した方が望ましいと考える。年次途中での獣医師変更の際の報告は次回報告時でよろしいのか。	鹿児島県	成牛、育成牛について基準を設けたところです。また、年次途中での獣医師の変更については、次回報告時を待たずに、直ちに家畜保健衛生所に報告してください。
	従業員の通報	従業員が通報する場合、内部告発と同様に身分を保護されるように法整備が必要。	岡山県	そのための通報ルールの作成であると理解してください。
	指導の頻度	定期的に獣医師等からの指導を受けることとなっているが、定期的とはどのくらいの間隔を言うのか。家畜ごとに指導を受ける間隔も異なると思うが、具体的に明記する必要は無いのか。	神奈川県	月に1回程度は必要ではないかと考えています。
	指導の頻度	定期的な獣医師指導の間隔(頻度)等を示していただきたい。	大分県	

	指導の頻度	牛等大規模所有者の中には、月2回程度県外から来る獣医師に指導をしてもらっている農場があり、家保と緊密に連絡を取っているとはいいがたい。異常が見られた場合、家保に連絡する体制を取っていれば問題ないか。	高知県	異状確認時の通報体制が確立されていることはもちろん、いざというときに家畜保健衛生所側からも連絡が取れる体制にしておくことが重要であると考えます。
Ⅸ-23	通報ルール	直ちに(所有者の許可を要することなく。)通報することを規定したルールを作成しとあるが、所有者の許可を要することなくを明示した意図は何か。	宮城県	過去の事例において、所有者の許可を求めていたため、通報が遅れた事例があったことから、このような基準を設けたところです。
	通報ルール	通報ルールの作成等で、大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに(所有者等の許可を要することなく)通報することを規定したルールを作成しとあるが、管理獣医師の立場はどうなるのか、管理獣医師がいれば、所有者でも従業員でも、まずその方に相談するのが筋で、その後管理獣医師から家畜保健衛生所に通報という形をとるのではないのか。	三重県	管理獣医師への通報と家畜保健衛生所への通報がタイムラグなく行われるのであれば問題はないものと考えます。管理獣医師が不在の場合などでも同様の対応が必要になると考えます。
	通報ルール	当該ルール策定の義務づけの意図を示されたい。当該ルールとはどのようなものをどのように定めればよいのか。会社等の内規のようなものなのか。個人経営で少数を雇用するような経営体では張り紙に記載程度でもよろしいのか。	鹿児島県	過去の事例において、所有者の許可を求めていたため、通報が遅れた事例があったことから、このような基準を設けたところです。 個人経営で少数の場合であっても、内規を設けていただくことが望ましいと考えます。
その他	獣医師会等の協力	獣医師会、農業共済等協力要請や体制検討する必要がある。 産業動物(管理獣医師)獣医師の確保についても、OBの登録・活用等、不足するであろう農場の健康管理指導ができる獣医師を確保していく必要がある。 獣医師側の届出義務は設定できないか(獣医師の報告を農場側から得た場合でも、全国単位で活躍される管理獣医師の実態把握は別にしておく必要はないか)。	三重県	都道府県内の獣医師であれば、各都道府県内の団体の協力を得て、リスト化するなどの対応をお願いしたいと考えています。 また、獣医師からの届出義務は考えていません。
	排泄物処理	飼養衛生管理基準案に適正な排せつ物処理に関する項目も追加できないか。	鹿児島県	排せつ物処理に関しては、家畜伝染病予防法の所掌の範囲外であるため、規定は困難であると考えています。

	放牧の取扱い	放牧、露天飼育は実質的に飼養衛生管理基準を遵守することはできないと考えられる一方で、実態としてそのような飼育形態がある以上、これら飼育形態に見合う飼養衛生管理基準の遵守基準あるいは考え方を提示願いたい。	京都府	現在、パブリックコメントにかかっている案では、遵守可能なものとなっており、詳しくはQ&Aでお示しすることとされています。
	愛がん飼育等の取扱い	ペットショップ（ホームセンター等も含む）で家畜を販売している場合は、対象となるのか、御教示頂きたい。動物展示施設（動物園等）で家畜を展示している場合は、対象となるのか、御教示頂きたい。	群馬県 富山県 愛知県	ペットショップや動物園等も飼養衛生管理基準の遵守の対象となります。
	愛がん飼育等の取扱い	自家消費目的や学校飼育などの飼養頭羽数がわずかである者については、飼養時期・飼養しない時期との移り変わりが不定期で実態の把握が困難であり、また、地域の衛生水準に与える影響も限定的であると考えられることから、農場との疫学的関連により家畜伝染病をまん延する恐れがあると認める場合に限るなど、各都道府県の実情に応じて、報告・基準遵守の適応対象と判断するよう位置付けられたい。	徳島県	家畜伝染病予防法の対象動物である以上、その飼養目的や飼養頭羽数に関わらず、飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があると考えます。なお、ごく少頭羽数（牛1頭、豚5頭以下、鶏100羽未満）の飼養者に対しては、定期報告の報告事項をより簡便なものとしているところです。
	愛がん飼育等の取扱い	家畜飼養者には畜産農家の他、動物園等の展示施設、学校等の教育施設、乗馬クラブ等の娯楽施設、愛玩用飼養者等が含まれる。全ての家畜飼養者に対して飼養衛生管理基準の遵守を徹底していくため、それぞれの所管省庁に協力を求めてほしい。また、上記のような飼養者も含まれることを具体的に明記願いたい。	京都府	法令協議の段階から制度の内容については、関係各省に周知しているところです。今後、指導通知等発出とともに、関係する所管省庁にも通知することとしています。
	愛がん飼育等の取扱い	使用頭羽数がわずかな者には、ペットとして飼養している者、業として飼育していない者などが含まれると思われる。規模の区分を明示し（大規模、わずか、左記以外）それぞれがどの項目を遵守すべきかわかりやすく記載して欲しい。	山梨県	
	愛がん飼育等の取扱い	愛玩用の飼養者に対して飼養衛生管理基準を同じ枠組みの中で規制するのは無理がある。ペットの管理については別に規制し、業として飼養する家畜と別けて実施すべきである。 愛玩用を対象とするためには、ペット販売者等への周知及び規制と併せて対応すべきであると考えます。 以上のことから、本基準の対象は業としている農場を対象とすべき。	宮城県	家畜伝染病予防法の対象動物である以上、その飼養目的や飼養頭羽数に関わらず、飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があると考えます。 まれなケースとして、ミニブタなどを室内で愛玩用として飼養している場合などについては、なるべく部外者との接触を避けるような飼養方法をとっていただくよう、各都道府県における指導をお願いいたします。
	愛がん飼育等の取扱い	飼養衛生管理基準を遵守すべき対象者の基準（定義）を単に飼養者とするのではなく、事業者、一定規模以下、動物園や学校当の扱い、愛玩飼養の扱いなどでの区分が必要。全て対象とするのであれば、報告義務ではなく、飼養に係る届け出か登録制にするなどの対応が必要なのではないか。	鹿児島県	

	愛がん飼育等の取扱い	業として畜産を営んでいない者（飼養頭羽数がわずかである者）の把握は困難であり（現実的な把握及び管理は不可能）、法52条報告徴求と同様な「飼養頭羽数の下限値」を設定しないと、実行性がない。	愛知県	都道府県内の飼養状況については、可能な限り把握に努めていただきたいと思います。
	報告内容	報告事項について、毎年同じものを報告させるのではなく、翌年からは、変更があったところのみ報告することとする。	鳥取県	都道府県が指導を行う際にかえって煩雑になるのではないかと考えます。
	報告内容	平成23年10月1日時点の報告事項について、2月1日現在に実施した頭羽数調査の情報を使用してよいか。	高知県	自然災害等により10月1日時点での飼養頭羽数の把握が困難な場合には、2月1日現在に実施した情報を使用して差し支えないものと考えます。
	報告内容	農林水産省への報告は、自治事務のうちの「資料の提出の要求」と解すればよいか、御教示頂きたい。	愛知県	貴見のとおりです。
	全体	虚偽の報告についての対応は如何。	鹿児島県	虚偽の報告については、飼養衛生管理基準違反として、厳正に対処していただきたい。
	報告対象	詳細な報告の対象を、牛等2頭以上、豚等6頭以上、鶏等101羽、だちょう11羽以上とした根拠を示されたい。	兵庫県	
	報告対象	1頭、1羽以上飼養するものは全て報告対象になっているが、牛10頭、豚100頭、鶏100羽以上に見直し頂きたい。報告内容も飼養規模別で分類したほうが良い。	熊本県	家畜伝染病予防法の対象動物である以上、その飼養目的や飼養頭羽数関わらず、飼養衛生管理基準の遵守は必要であると考えますが、ごく少頭羽数の飼養者については、報告の義務を除外したところ です。
	報告対象	「飼養頭数がわずかである者」の頭数表現がわかりにくい。5頭、100羽についても以下と解釈するのか。もしそうであった場合、5羽以下、100羽以下と表現すべきであるが、そうであるとしたら、1羽の鶏飼養者にまで網掛けをするということなのか。	神奈川県	
	報告対象	愛玩飼育している者は報告対象から除外してほしい。	埼玉県 神奈川県	

	報告方法	<p>本県の家畜飼養施設数は、1万5千戸ほどあり、生産者からの報告提出及びその受理取りまとめ、農水への報告、市町村への連絡を行うには相当の労力と経費を要することになり、県のみでの対応は困難と考えるが、当該報告の市町村、関係期間団体等の協力体制について県の裁量で構築してよろしいのか。当県は100羽以上の鳥類だけでも1万戸以上存在すると思われ、県が家畜飼養者から直接、もれなく報告を受けることは実務的に困難であると思われる。</p> <p>市町村等へ委託する場合は財政的措置はあるのか。</p> <p>例：飼養衛生管理基準に関し、農家が報告する事務的な流れの設定案</p> <p>飼養者→市町村（農協）→県（家保）→国</p>	鹿児島県	<p>法の整理として、都道府県へ報告することとされており、市町村などへの委託の場合の財政措置はありません。</p>
	報告方法	<p>飼養者の報告義務が周知徹底されるまでは、通信費の予算計上を考慮願いたい。これまでの農家調査は県から市町村を経由して農家に周知している。本報告も同様にするのが効率的と思われる。</p> <p>市町村の協力を得て報告を取りまとめる等の市町村の役割を明確にしていきたい。</p>	宮城県	
	報告時期	<p>例年毎年2月1日付けで農林水産省では畜産統計として、家畜の飼養頭羽数の調査を実施しており、それと整合性をとるべきである。</p>	神奈川県	<p>飼養衛生管理基準においても、飼養頭数を報告する基準日は、2月1日現在のものとしているところです。</p>
	報告時期	<p>鳥インフルエンザシーズンを外すため、鶏の報告日を、2月1日時点→4月1日時点に変更してほしい。</p>	埼玉県	<p>貴見のとおりと考え、鶏についての報告は2月1日現在の飼養羽数を6月15日までに都道府県に報告し、都道府県は7月末日までに農林水産省に報告することとしたところです。</p>
	報告時期	<p>法第51条の立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守状況等現地指導を実施する場合、当年2月1日時点では、気象的条件等により困難な場合が多い。また、2月～4月にかけてはHPAI等に対する防疫対応強化時期でもあることから、農家からの報告期限は6月末までとし、県から農林水産省への報告は9月末までとされたい。</p>	島根県	

	報告猶予	<p>法第12条の4第1項の規定に基づく報告について、平成23年分（平成23年10月1日時点の状況を、12月15日までに報告）を猶予すること。</p> <p>なお、農林水産省として、23年の情報を得たい場合には、県が保有する既存のデータを活用することとしてはいかがか。</p>	岩手県	
	報告猶予	<p>平成23年分の報告について、10月1日時点の飼養状況報告事項の内容を農場に周知し、報告徴収を行うとあるが、通常業務に加え、災害対応の中、農場への周知期間が短く、今年度の対応は難しい。</p>	宮城県	<p>平成23年分の報告については、飼養頭羽数、所在地等の簡易なものとしたところです。</p>
	報告猶予	<p>平成23年10月1日施行される予定である基準について、家畜飼養者のみならず、獣医師及び関係団体等へ周知する期間を鑑みると、平成23年10月1日時点での報告事項を平成23年12月15日まで報告することは、非常に困難であると想定されることから、初年度の猶予措置を講じていただきたい。</p>	佐賀県	
	報告様式	<p>チェックシートの様式を記載しやすいよう工夫すべき。添付データ様式等も記載しやすいよう簡便に定めるべき。</p>	鹿児島県	
	国への報告方法	<p>国への報告は具体的にどのようなこととなるのか示されたい。国において全国統一的になされるようシステム等の構築が必要と考える。国が開発中の新防疫マップシステム等のリンクなどを検討頂きたい。</p>	鹿児島県	<p>国への報告については、別途様式を定めお知らせすることとしています。</p>

	ガイドライン	<p>国は飼養衛生管理基準に違反し、改善指導に従わない飼養者への統一した指導基準を提示願いたい。</p> <p>また、各都道府県が行った指導について、随時その内容を都道府県から国へ報告、国は指導事例の詳細を都道府県へ報告するシステムを構築願いたい。</p>	京都府	<p>「飼養衛生管理基準に基づく指導等の徹底について」（平成21年1月16日付20消安第10431号動物衛生課長通知）においてガイドラインを示していますが、今回の改正に則して改正を行うこととしていますので、これを参考に、各都道府県で対応をお願いします。</p>
	ガイドライン	<p>違反の恐れがあると判断する基準（勧告及び命令）等を明確に提示して頂きたい。また行政処分（行政手続法）に対する技術的助言を頂きたい。</p>	愛知県	
	ガイドライン	<p>現に家畜の所有者を指導する場合、実効性のある「飼養衛生管理基準」とするため、その詳細部分を解説した「飼養衛生管理基準に関する指針（またはガイドライン）」を示し、家畜伝染病予防法第12条の5に規定する「指導及び助言」を行う際、県の裁量を含んだ基準となるよう要望いたします。</p>	大分県	
	普及啓発	<p>家伝法の改正に関しては、対農場用に、国として統一したパンフレットを作成していただきたい。</p>	三重県	<p>飼養衛生管理基準の施行に当たっては、農家向けのパンフレットやQ&amp;A、都道府県向けの通知等を示すこととしています。</p>
	普及啓発	<p>全国団体からも周知徹底をしていただけるよう調整していただきたい。また、法第12条の4第1項に基づく報告は、危機管理の一環として関係機関の連携強化を明記していただきたい。</p>	兵庫県	<p>飼養衛生管理基準の施行に当たっては、関係団体向けの説明会を全国段階と各ブロック段階に分けて行うこととしています。</p>
	国の支援等	<p>飼養衛生管理基準の見直しに伴い、農場における消毒施設の改善、管理区域の掲示、農場への情報の定期的な提供、家伝法改正の周知等、経費負担が増大することが想定されることから、国としても農家に対する助成等関連予算の拡充をお願いしたい。</p>	三重県	<p>今後の予算編成の段階で、検討してまいります。</p>
	国の支援等	<p>当県の場合、飼養農場も多く、報告義務を課しても、自発的に報告を行わない飼養者が相当数存在すると予想され、全報告の徴収には相当の事務量、経費を要することが想定されるが国で経費等を措置して頂けるか。</p>	鹿児島県	<p>法によって報告義務が課されているものであり、各都道府県において、適切に指導をお願いします。</p>



	報告対象	<p>小規模高齢飼養者は報告の対応が困難な者も多く、「報告事項のみ」とするため「飼養頭数がわずかである者」の頭数条件をやや拡大設定すべきである。（例 牛等：1頭→5頭、豚等：5頭→50頭）  （例：家畜排せつ物法の管理基準適用農家の飼養規模とすり合わせての設定など）</p>	鹿児島県	<p>他法令の基準とは目的が異なることから、引用することは困難であると考えます。  なお、ごく少頭羽数の飼養者については、報告の義務を除外したところです。</p>
	報告対象	<p>牛については5頭以下とされたい。飼養実態として、成畜3頭（子畜2頭）程度までの飼養農家においては、住居と棟続きの畜舎で飼養されていることも多く、さらに飼養者が高齢であることも極めて多いため、「農場」として一律に規定することは難しい。取り組みによっては、廃業を迫るようなことになりかねない。</p>	鹿児島県	<p>家畜伝染病予防法の対象動物である以上、その飼養目的や飼養頭羽数に関わらず、飼養衛生管理基準を遵守していただく必要があると考えます。また、そのような農家の戸数が多いことも事実であり、家畜防疫の観点からは対象とすべきと考えます。</p>
	報告対象	<p>報告義務対象頭数を、牛10頭以上、豚100頭以上、いのしし、山羊、めん羊、鹿10頭以上にさせていただきたい。  畜産業として飼養していない方へ、このような細かい報告指導は非常に難しい。</p>	愛媛県	
	報告対象	<p>家きん以外の鳥類が多く、家きんがわずかな展示施設、農業高校、学校施設、愛玩家きん飼養者等全飼養者を把握して報告しなければならないのか。  そうであれば、テレビCM等政府公報で報告を呼びかけていただきたい。  また、厳密に少頭羽数飼養者の情報について把握を求めらるならば、家畜伝染病予防法の中で飼養者は届出ることを規定することとしていただきたい。</p>	長崎県	<p>今回の家畜伝染病予防法の改正に関しては、今後、政府公報を通じて広く国民に周知するとともに、農家向けのパンフレットやQ&amp;A等を示していくこととしています。</p>
	適用除外	<p>平成23年10月1日以前から鶏舎を建設中の農場については、適用除外の対象と考えてよいか。（完全施行後に開設を決定した農場が対象であることの確認。「開設」＝「鶏舎の完成」ではないことの確認。）</p>	岩手県	<p>貴見のとおりです。</p>